

大阪府条例第二十二号

大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する

基準を定める条例

大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（介護保健施設サービスの方針）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>4 2・3（略）</p> <p>4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たつては、当該人所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」と</p>	<p>（介護保健施設サービスの方針）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>4 2・3（略）</p> <p>4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たつては、当該人所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」と</p>

	5 といふ。)を行つてはならない。	5 といふ。)を行つてはならない。
6	介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を用いる場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	介護老人保健施設は、前項の身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の人所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
7	介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。	介護老人保健施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。
8	一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
9	二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
10	三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
11	7・8 (略)	7・8 (略)
12	(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)	(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)
13	第十九条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状から当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認める場合は、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又はは他の医師の診療を求める等適切な措置を講じなければならない。	第十九条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状から当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認められる場合は、協力体制を整備している病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又はは他の医師の診療を求める等適切な措置を講じなければならない。
14	2 4 (略)	2 4 (略)
15	(協力医療機関等)	(医療機関との間の協力体制等)
16	第三十四条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。	第三十四条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならぬ。
17	2 介護老人保健施設は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たつては、次に掲げる要件を満たすよう一又は複数の医療機関を協力医療機関として定めなければならない。	2 介護老人保健施設は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たつては、次に掲げる要件を満たすよう一又は複数の医療機関を協力医療機関として定めなければならない。
18	1 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護師若しくは准看護師が相談対応を行う体制を、常時確保していること。	1 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護師若しくは准看護師が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
19	2 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	2 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
20	3 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要するに認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。	3 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要するに認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。
21	3 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護老人保健施設に係る許可を行つた知事に届け出なければならない。	3 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護老人保健施設に係る許可を行つた知事に届け出なければならない。
22	4 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同	4 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同

		<p>第三十五条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下単に「重要な事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、重要な事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p>
第四十条の一	（略）	<p>（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</p> <p>第四十条の二 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。</p> <p>2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。</p>
第四十二条	（記録等の整備）	<p>2 第十二条（記録等の整備）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十二条第四項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての協議の内容等の記録</p> <p>三 第十三条の規定による提供した介護保健施設サービスの具体的な内容等の記録</p> <p>四 第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況</p>
第四十三条	（略）	<p>2 第十三条（記録等の整備）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十二条第四項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての協議の内容等の記録</p> <p>三 第十三条に規定する提供した介護保健施設サービスの具体的な内容等の記録</p> <p>四 第十六条第五項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況</p>

準用する第十二条第四項」と、同項第三号中「第十三条」とあるのは「第五十五条において準用する第十二条」と、同項第四号中「第十六条第五项」とあるのは「第四十八条第七项」と、同項第五号中「第二十五条」とあるのは「第五十五条において準用する第二十五条」と読み替えるものとする。

附 則

22 | 21 (略)
 第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十五条から第二十八条及び第三十二号から第四十二条までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「附則第十九項に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「附則第十四項から第二十一項まで並びに附則第二十二項において準用する第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第三十二条から第四十二条まで」と、第二十八条第四号及び第四十二条第二項第六号中「第三十八条第二項」とあるのは「附則第二十二項において準用する第三十八条第二項」と、第二十八条第五号及び第四十二条第二項第七号中「第四十条第三項」とあるのは「附則第二十二項において準用する第四十条第三項」と、第四十二条第二項第二号中「第十二条第四項」とあるのは「附則第二十二項において準用する第十二条第四項」と、同項第三号中「第十三条」とあるのは「附則第二十二項において準用する第十三条」と、同項第四号中「第十六条第五项及び第四十八条第七项」と、同項第五号中「第二十五条」とあるのは「附則第二十二項において準用する第二十五条」と読み替えるものとする。

条」と、第四十二条第二項第二号中「第十二条第四項」とあるのは「第五十五条において準用する第十二条第四項」と、同項第三号中「第十三条」とあるのは「第五十五条において準用する第十三条」と、同項第四号中「第十六条第五项」とあるのは「第四十八条第七项」と、同項第五号中「第二十五条」とあるのは「第五十五条において準用する第二十五条」と読み替えるものとする。

附 則

22 | 21 (略)
 第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十五条までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「附則第十九項に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「附則第十四項から第二十一項まで並びに附則第二十二項において準用する第七条から第十三条、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第三十二条から第四十二条まで」と、第二十八条第四号及び第四十二条第二項第六号中「第三十八条第二項」とあるのは「附則第二十二項において準用する第三十八条第二項」と、第二十八条第五号及び第四十二条第二項第七号中「第四十条第三項」とあるのは「附則第二十二項において準用する第四十条第三項」と、第三十五条中「前条」とあるのは「附則第二十二項において準用する第三十四条」と、第四十二条第二項第一号中「第十二条第四項」とあるのは「附則第二十二項において準用する第十二条第四項」と、同項第三号中「第十三条」とあるのは「附則第二十二項において準用する第十三条」と、同項第四号中「第十六条第五项」とあるのは「第十六条第五项及び第四十八条第七项」と、同項第五号中「第二十五条」とあるのは「附則第二十二項において準用する第二十五条」と読み替えるものとする。

	改正後	改正前
3 2 第三十五条 (略)	(掲示) 第三十五条 (略)	(掲示) 第三十五条 (略)
3 2 第三十五条 (略)	介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	第三十五条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条、第六条、第十一条、第十四条、第十七条、第二十条及び第二十二条の規定は公布の日から、第八条及び第十二条の規定は同年六月一日から、第二十三条、第九条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十二条の規定は令和七年四月一日から施行する。
(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第四条の規定による改正後の大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十六条第二項、第五条の規定による改正後の大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二十九条第二項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条、第五十四条及び附則第二十五項において準用する場合を含む。）、第十五条の規定による改正後の大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第二十五条第二項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、第十八条の規定による改正後の大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第三十四条第一項（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第二十一条の規定による改正後の大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第三十四条第二項（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければならない」とする。

（入所者等の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新特別養護老人ホーム基準条例第二十二条の二第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、第七条の規定による改正後の大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第一百六十七条の二第一項（新居宅サービス等基準条例第八十二条、第八十二条の二、第八十九条、第一百五条（新居宅サービス等基準条例第二百七十二条において準用する場合を含む。）及び第二百三十八条において準用する場合を含む。）、第十二条の規定による改正後の大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第一百四十二条の二第一項（新介護予防サービス等基準条例第一百六十一条、第一百六十六条の二、第一百七十三条、第八十二条（新介護予防サービス等基準条例第二百九十八条及び附則第三十五項において準用する場合を含

む。) 及び第二百十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十二条の二第一項(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第四十条の二(新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第四十条の二(新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 4 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における新居宅サービス等基準条例第百五十六条第六項(新居宅サービス等基準条例第百八十二条の三及び第百八十九条において準用する場合を含む。)、第百七十五条第八項、第百九十五条第六項及び第二百十条第八項並びに新介護予防サービス等基準条例第百三十八条第三項(新介護予防サービス等基準条例第百六十二条、第百六十六条の二、第百七十三条及び附則第二十一項において準用する場合を含む。)及び第百七十九条第三項(新介護予防サービス等基準条例第百九十八条及び附則第二十五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(口腔^{こう}衛生の管理に係る経過措置)

- 5 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新居宅サービス等基準条例第二百一十九条の一及び新介護予防サービス等基準条例第二百十二条の一の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。